**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 高知県高性能林業機械等整備事業の運用について第１～第2の２（１）まで　略（２）提出書類　　　　要領第３の２の（１）の②に定める共通基礎資料のうち、イ事業主体の規約（定款）については、法人登録をしていない事業体については省略できるものとする。（３）機械リース後の保守・管理機械リース事業体は作業記録簿を整備するとともに、作業前点検、定期点検を実施し、その性能を十分発揮できるように維持管理しなければならない。　　（４）実績報告書間接補助事業の場合、間接補助事業者（市町村）は、事業実施主体に補助金を支払った日を補助事業の完了日として、補助金交付要綱第９条に定める実績報告を行うものとする。第2の３から第6まで　略附則１　この運用は、平成30年４月５日から施行し、同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用する。２　この運用は、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領の廃止をもって廃止する。附則１　この運用は、平成30年11月14日から施行する。別記　略 | 高知県高性能林業機械等整備事業の運用について第１～第2の２（１）まで　略　　　　（２）機械リース後の保守・管理機械リース事業体は作業記録簿を整備するとともに、作業前点検、定期点検を実施し、その性能を十分発揮できるように維持管理しなければならない。　　（３）実績報告書間接補助事業の場合、間接補助事業者（市町村）は、事業実施主体に補助金を支払った日を補助事業の完了日として、補助金交付要綱第９条に定める実績報告を行うものとする。第2の３から第6まで　略附則１　この運用は、平成30年４月５日から施行し、同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用する。２　この運用は、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領の廃止をもって廃止する。別記　略 |